

債権者説明会（式次第）

第1. 式次第

1. お詫びとお願い

大和生命保険株式会社 代表取締役社長 中 園 武 雄

- ・更生手続開始申立に至った経緯及びお詫び
- ・弊社の現状と支援のお願い

2. 更生手続について

更生手続開始申立代理人弁護士

- ・会社更生法及び更生特例法に基づく更生手続の概要
- ・今後のスケジュール
- ・今後の保険契約の取扱いについて
- ・保険契約の解約について
- ・再建方針について

3. 保全管理人ご挨拶

4. 質疑応答

第2. 添付資料

1. 弊社の更生手続について（「更生手続開始申立てに関するお知らせ」）
2. 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生手続の流れ
3. 保険契約の取扱いについてQ&A（保険契約者向け）

以上

平成20年10月10日

各 位

会社名 大和生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長中 園 武 雄

更生手続開始申立てに関するお知らせ

大和生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日平成20年10月10日開催の取締役会において、会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下、「更生特例法」といいます。）に基づく更生手続開始の申立てを行うことを決議し、本日午前8時半に東京地方裁判所民事第8部に会社更生法及び更生特例法に基づく更生手続開始の申立て（以下、「本申立」といいます。）を行い、受理されましたので、下記のとおりお知らせ致します。なお、同時に保全管理命令の発令を受けております。保全管理命令の概要につきましては、本書添付の〈ご参考〉3. 東京地裁による大和生命保険株式会社に対する保全管理命令（平成20年10月10日付け）の概要をご参照ください。

かかる事態を迎えるに至りましたことにつきまして、これまでご支援ご協力いただきました関係者の皆様に対しましては誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社においては、これまでの長年の経営の中で構造的に多額の事業費が生じる財務体質にあり、積極的な資産運用によって事業費負担を填補する財務運用方針を継続して参りました。当社はかかる財務運用方針の下、超過収益獲得のためリスク・リターン・バランスを考慮しつつ、オルタナティブ資産への投資も比較的多く実施し、同財務運用方針に基づき平成17年度及び18年度においては高い運用実績を確保して参りました。しかしながら、昨今の世界的な金融市場の混乱、信用収縮により、当社が資産運用事業のために保有していた有価証券について想定外の急速かつ深刻な価値の下落が進み、遺憾ながら平成20年度中間期決算は当期純損失110億4,300万円（見込み）、会計上の債務超過額が114億9,000万円を見込むに至りました。当社は、マーケット環境の急速な悪化の中で、財務状況の改善のため、また本年4月以降は自己資本の増強を図るべく新たな投資家を募るため、あらゆる手段を尽くして参りました。しかしながら、信用収縮の規模は予想を超えたスピードで進み、また昨今のマーケットの急速な悪化という状況下において投資家候補者との間での合意に至ることもできず、今般の大幅な資産劣化を食い止めることができませんでした。本業の生命保険事業においては、平成19年度の保険料等収入が10年ぶりに対前年比増加となるなど順調に業績を伸ばしている中、想定外の資産劣化のために本申立を行うに至ったことは極めて遺憾ですが、当社としては保険契約者の利益を保護することが最も重要かつ重大な使命であるとの認識の下、一刻も早く再建の途を模索することが最良の策と考え、会社更生手続の下での早期の事業の再建を図るべく、本申立を決断いたしました。

2. 負債総額

平成20年度9月末日中間決算見込みの会計上の貸借対照表上の負債総額は、2695億600万円です。

3. 債権者

当社の債権者の大多数は保険契約者であるところ、当社は、保険契約者数という形式でデータは集計しておらず、個人契約については件数及び金額で、団体契約については金額のみでデータを作成しています。以下の分類はその集計に基づくものです。

(1) 保険契約準備金

	件数	合計 (円)
支払備金	3002	17億9766万2627
責任準備金	17万5561	2550億2534万9511
契約者配当準備金	4537	15億4012万1781

(2) 再保険借

3件 総額3310万4746円

(3) 上記以外の債権者

合計約400名 総額約28億円

4. 今後の見通し

当社は今後、東京地方裁判所の監督の下、会社再建に邁進する所存です。

5. 債権者説明会の実施

全国6箇所で開催の債権者説明会の実施を予定しています。詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.yamato-life.co.jp/>) をご参照ください。

以上

<ご参考>1. 申立ての概要

- (1) 申立日 平成20年10月10日
(2) 申立裁判所 東京地方裁判所民事第8部
(3) 事件番号 平成20年（ミ）第12号
(4) 事件名 会社更生手続開始申立事件
(5) 申立代理人 〒100-0014東京都千代田区永田町2-13-10プルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

申立人代理人弁護士	阿 部 信一郎
同	山 田 愛 子
同	粕 谷 宇 史
同	折 原 康 貴
同	小 松 正 道
同	新 村 文 子
同	茨 城 敏 夫
同	大 塚 慎 治
同	勝 山 正 雄
同	鈴 木 道 夫
同	長 橋 宏 明
同	吉 田 武 史
同	玉 川 雅 文
同	篠 崎 歩

<ご参考>2. 会社概要

- (1) 商号 大和生命保険株式会社
- (2) 本店所在地 〒100-0011東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
- (3) 設立年月日 明治44年9月
- (4) 代表者 代表取締役社長 中園武雄
- (5) 主な事業所 本社、10支社、56営業部
- (6) 主な事業内容 生命保険事業、資産運用事業
- (7) 資本金 120億8,696万3000円（申立日現在）
- (8) 株式の状況 発行可能株式総数：1,117,000株
（普通株式 847,000株、A種優先株式 270,000株）
発行済株式総数：279,380株
（普通株式 279,380株）
- (9) 株主の状況（平成20年3月31日現在）
株主総数 19,243名（普通株主のみ）
- (10) 役員の状況（申立日現在）

役名	職名	氏名
代表取締役社長	統括	中園武雄
代表取締役専務	総合企画部長 情報システム部、法務部担当	熊谷東一郎
常務取締役	保険計理人 契約管理部担当	中島芳夫
常務取締役	監査部長、総務部担当	一瀬芳夫
常務取締役	LC移行準備室長	高橋博行
取締役常務執行役員	営業統括本部第二営業統括部長 兼FP推進部長 採用・育成推進部担当	須田達也
常勤監査役		野中信行
監査役		安田和弘
監査役		岩出誠

- (11) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）
内勤職員及び営業職員合計 1,019名

- (12) 最近の業績推移

（単位：百万円）

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
経常収益	63,399	57,596	60,044
経常利益	4,382	2,766	▲1,728

特別利益	2,916	178	4,453
当期純利益	1,370	1,338	655

<ご参考>3. 東京地裁による大和生命保険株式会社に対する保全管理命令（平成20年10月10日付）
の概要

保全管理人が次に掲げる行為、業務をするには、当裁判所の許可を得なければならない。

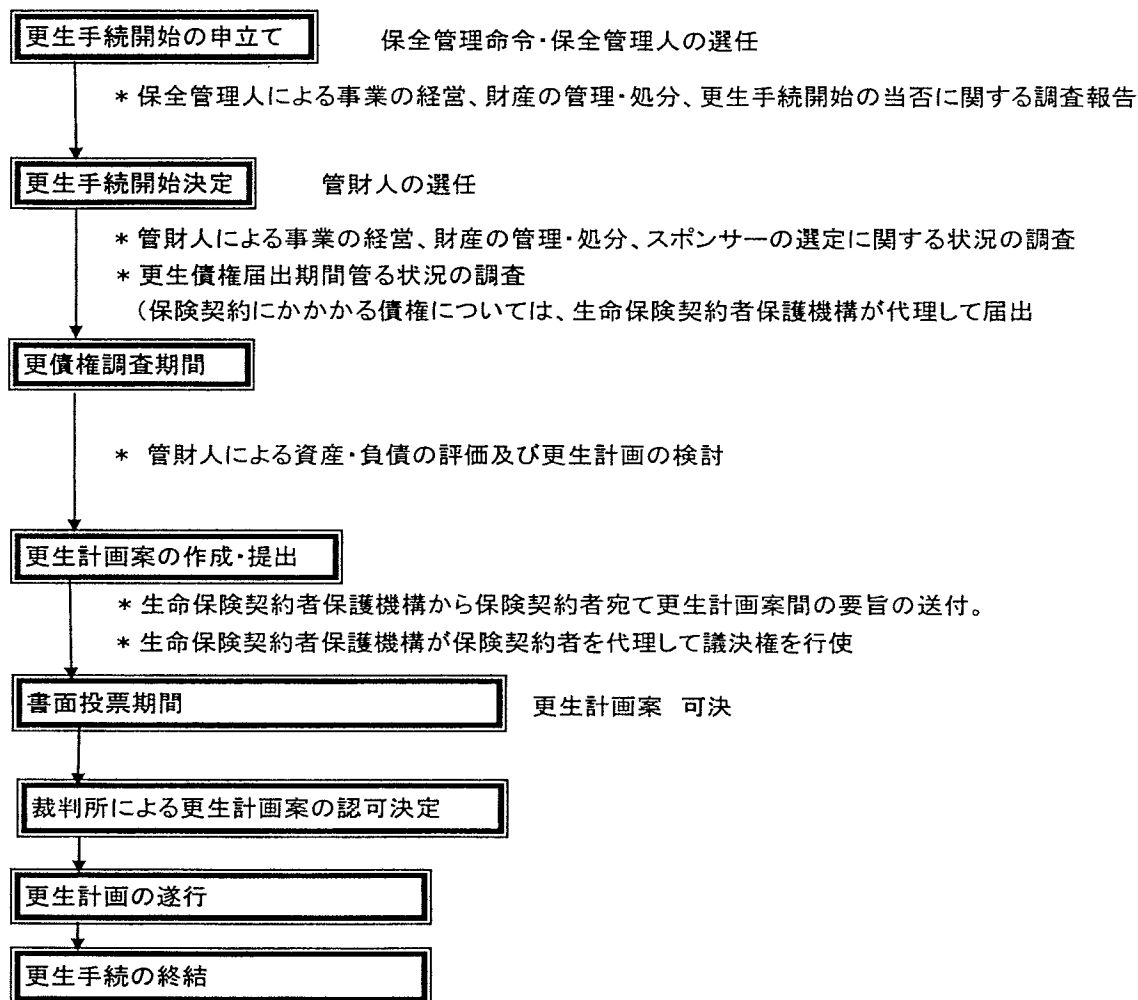
1. 平成20年10月9日以前の原因に基づいて生じた債務の弁済。ただし、次に掲げる債務の弁済を除く
 - (1) 平成20年10月9日以前に保険事故が発生している保険契約の保険金その他の給付金・配当金
 - (2) 保険業法270条の3第2項1号に規定する補償対象契約（ただし、高利率予定利率契約を除く）の保険金その他の給付金・配当金の9割
 - (3) 高予定利率契約の保険金その他の給付金・配当金（ただし、当該給付金・配当金に保護命令50条の5第2項に定める割合を乗じた額を限度とする。）
2. 申立人を保険者とする保険契約に関する以下の業務。
 - (1) 新たな保険契約の締結
 - (2) 保険契約の転換
 - (3) 保険契約の解約受付、保険契約失効時の返戻金の請求受付
 - (4) 契約者貸付
 - (5) 契約内容の変更等
3. 不動産の処分
4. 借財
5. 重要な権利の放棄
6. 会社財産に設定された担保の変換

以上

[債権者説明会添付資料2]

会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生手続の流れ

会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生手続の具体的な流れは以下の通りです。



- (1) 更生手続開始の申立て後、更生手続が開始されるまでの間に更生会社の財産が散逸してしまうと再建の大きな支障となることから、裁判所は保安全管理命令を発令し、同時に保安全管理人を選任し、会社財産の保全が図られます。
- (2) 裁判所が、更生手続を開始する原因となる事実があると認めた場合には、更生手続の開始決定を行い、同時に管財人を選任します（更生手続開始の申立て後1～3週間以内を予定）。
- (3) 管財人は、更生会社の業務・財産を管理、調査しながら、更生債権等の変容を含む再建計画（以下、「更生計画案」といいます。）を作成し、関係者の決議を経て、裁判所に計画の認可を求めます。
- (4) 生命保険契約者保護機構は、保険業法に基づいて設立された法人です。保護機構は更生特例法に基づき、保険契約者表を作成し、裁判所に提出することにより、保険契約者に代わって更生手続に関する一切の行為をすることになっています。
- (5) 裁判所による更生計画の認可決定後、管財人は更生計画を遂行します。

保険契約の取り扱いについてQ&A

Q. 会社更生法及び更生特例法に基づく会社更生手続が始まると、現在契約している保険契約は解約されてしまうのですか。

A. 保険契約は継続されます。

Q. 現在契約中の保険契約を解約できますか。

A. 申し訳ございませんが、更生計画認可までは、裁判所の許可がない限り、解約はできません。更生計画認可後の解約につきましては、更生計画の定めに従うことになります。認可後の多数の契約者からの解約を防ぐ趣旨から、更生計画において、早期に解約した場合には解約返戻金等が減額される規定が盛り込まれる場合もございます。

Q. 現在契約中の保険契約について契約内容を変更することや保険契約を転換する契約を締結することはできますか。

A. 申し訳ございませんが、更生計画が裁判所により認可されるまでの間は、裁判所の許可がない限り、契約内容を変更することや保険契約を転換する契約を締結することは禁止されております。

Q. 今後も保険料を支払わなければならないのですか。

A. 保険契約は継続されますので、保険料もこれまでどおりお支払頂きたく、宜しく願い申し上げます。もし保険料をお支払いいただけない場合には、保険契約が失効してしまい、保険契約に基づく将来の給付が受けられなくなってしまう可能性がございますので、ご注意ください。

Q. 更生特例法に基づく会社更生手続の中で保険契約の条件は変更されますか。

A. 今後、会社更生手続の中で、お客様の保険契約の契約条件は変更される可能性がございます。

変更の有無、程度等につきましては、当社の財務状況、保険の種類等によって異なるものであり、現時点で具体的には何も決まっておりません。

詳細につきましては、更生管財人選任後、当該更生管財人にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

- Q. 保険契約の変更によって、将来受領できる保険金額や給付金額が減る可能性はありますか。
- A. 現時点では具体的には何も決まっておりませんが、更生計画において10%を上限とする責任準備金の削減や保険料等の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更を行うこと認められており。それにより、保険金額又は給付金額が減額される可能性がございます。

- Q. 既に保険事故が発生している保険契約に係る保険金の取扱いはどのようになるのでしょうか？
- A. 会社更生手続開始の申立日の前日（平成20年10月9日）までに保険事故が発生している保険契約については、保険金の全額の支払がなされる予定です。開始決定後も、管財人によって同様の取扱いがなされるものと予想されます。

それに対して、会社更生手続開始の申立日（平成20年10月10日）以降更生計画認可前に保険事故が発生し発生した保険契約については、原則として保険金の90%が支払われる予定です。但し、高い予定利率が定められている保険契約については、90%未満となる場合があります。

なお、更生手続の期間中に保険金額の全部について支払われなかった場合でも、更生計画で定められた変更後の保険金額が、既に支払われた金額を上回る場合には、その差額が更生計画認可後に追加して支払われます。

詳細につきましては、保全管理人又は管財人にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

Q. 現在契約している保険契約において契約者貸付を受けることはできますか。

A. 申し訳ございませんが、更生計画が裁判所により認可までは、裁判所の許可がない限り、当社が、契約者貸付を行うことは禁止されています。

Q. 既に保険期間が終了もしくは中途解約されている保険契約に係る給付金、解約返戻金等の取り扱いはどのようなようになるのでしょうか

A. 開始決定前については裁判所の許可がない限りは支払われず、優先的更生債権として、開始決定後裁判所の監督下で管財人により随時、又は、更生計画認可後に支払われる予定です。

過去の事例では、裁判所の許可を受けて随時全額支払われていたようですが、詳細は未定です。

詳細につきましては、保全管理人又は管財人にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

Q. 会社更生手続開始申立後、更生計画認可前に、保険契約に基づき発生した保険金（保険事故が発生した場合等）を受け取ることができるのでしょうか。

A. 基本的に、会社更生手続開始申立後更生計画認可前に発生した保険金その他の給付金・配当金については、原則として保険金の90%が支払われる予定です。但し、高い予定利率が定められている保険契約については、90%未満となる場合があります。

なお、更生手続の期間中に保険金額の全部について支払われなかった場合でも、更生計画に定められた変更後の保険金額が既に支払われた金額を上回る場合には、その差額が更生計画認可後に追加して支払われます。

詳細につきましては、保全管理人又は管財人にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

Q. 更生計画認可後に、保険契約に基づき発生した（保険事故が発生した場合等）保険金をいくら受け取ることができるのでしょうか。

A. 更生計画に定めるところにより保険契約の内容が一部変更されることがあり、それに従って、保険金等が支払われることになります。

Q. 既に給付が始まっている個人年金については、今後もこれまでどおり給付を受けることができるのでしょうか。

A. 保全期間中については原則として9割の限度で支払われる予定です。開始決定後も、管財人によって同様の取扱がなされるものと予想されます。

なお、更生手続の期間中に給付金の全部について支払われなかった場合でも、更生計画に定められた変更後の給付金額が既に支払われた金額を上回る場合には、その差額が更生計画認可後に追加して支払われます。

また、更生計画認可後には、更生計画に定められた給付金額にしたがって、給付されます。詳細については、保全管理人又は管財人にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

Q. 再建手続がうまく行かない場合には、保険契約が全て消滅してしまうのでしょうか。

A. 保険業法上、スポンサーが見つからない場合でも、所定の手続を経て、生命保険契約者保護機構が保険契約を引き継ぐことにより、保険契約が保護されることが予定されています。

以上